

○ 財務省令 第三十号 平成十一条に平行する。昭和五十七年大蔵省告示第三百三十一号（昭和五十七年大蔵省令第六百四十四回）

二 一 発行日第十一条に平行する。昭和五十七年大蔵省告示第三百三十一号（昭和五十七年大蔵省令第六百四十四回）

の法発号名條律行稱項及のび根號そ拠記

四 三 二 一

發行方法の適用 振替等の法律並びに規則並びに割引率を定めたもの

競争う札価値の以律社項五条律一二第十条九特
争入札による発行へ格替適下へ債及条第第項十一二第年別
入札発行と同時に「とくに」の規定による。その規定。
札と同時に行われ及るび価格競り入札格の規則並びに割引率を定めたもの

六

イ
發

入 價	行 争	非 者	特 国
札 格	行 入 價	・ 別 債	
發 競		札 格 第 參 市	
行 争 額		發 競 I 加 場	

五

イ
方 募

入 價	法 入
札 格	決 定
發 競	
行 争 の	

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額
九 て き 百 項 、 三 に 政 三 、 行 十 ち 九 面
億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金
九 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額
千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で
万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、 に 法
円 金 政 第 十 項 、 に 法 額 府 一 六 、 第 関 第
額 府 一 六 、 第 関 第 法 第 七 項 で 短 項 第
で 短 項 条 第 九 す 九 第 七 項 期 の に 二
三 期 の 第 九 十 る 条 第 八 兆 国 規 関 千
千 証 規 一 十 四 法 第 八 債 定 す 六
九 券 定 項 五 条 律 一 第 六 つ 基 法
百 に に 及 条 第 第 項 第 六 つ 基 法
九 つ 基 び 第 二 八 並 、 九 て き 第 二

込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で
み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ
の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ
応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て
募 の 場 そ の 入 場 も 加 、
額 範 特 の う 札 特 の 者 財
を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務
割 内 参 募 応 行 参 よ と 大
り に 加 額 募 一 加 る に 臣
当 お 者 を 價 と 者 発 応 が
て い ご 順 格 い 行 募 各
る て と 次 の う 第 へ 限 国
。 各 の 割 高 。 I 以 度 債
申 応 り い 非 下 額 市

行 争 非 者 特 国 入 價 發	入 價 ・ 别 債 札 格 行 行	札 格 第 参 市 發 競 價	發 競 I 加 場 行 争 格 日	口 イ 一 發	振 替	額 最 低	行 争 非 者 特 国 入 價 發	入 價 ・ 别 債 札 格 金	札 格 第 参 市 發 競 金	發 競 I 加 場 行 争 額	口 イ 払	行 争 非 者 特 国 入 價 發	入 價 ・ 别 債 札 格 金	札 格 第 参 市 發 競 金	發 競 I 加 場																																								
錢 額 九 額	三 面 厘 面	厘 金 以 金	額 上 額	百 の 百	円 そ 円	に れ に	つ ぞ つ	き れ き	百 の 百	円 応 円	三 募 三	十 價 十	二 格 錢	平 す 額 の 振 五 あ を 千	成 る の 記 替 万 つ 五 万	二 ° 整 載 法 円 た 万 円	十 数 又 の と 場 円 へ	八 倍 は 規 す 合 と た だ し	八 年 の 記 定 る 、 す し た だ し	十 金 錄 に そ る す し た だ し	月 額 は よ の 省 し た だ し	二 に 、 る 施 令 、 最 低	十 金 錄 に よ 最 振 行 の 額	月 低 替 の の 額	も 額 口 日 改 面	の 面 座 か 正 金	と 金 簿 ら が 額	千 二 七 二	円 千 万 兆	三 二 二	百 千 千	十 百 七	四 円 百	億 六	四 十	千 六	五 億	百 二	十 千	六 三	万 十	面 た 条 特	金 割 第 别	額 引 一 会	で 短 項 計	二 期 の に	千 国 規 関	三 債 定 す	百 に に る	七 つ 基 法	億 い づ 律	円 て き 第	は 発 四	、 行 十	額 し 六

十
六
五
四
三

払
込
期
日
者
札
参
加
入
所
支
払
場
金
金
額
元
金
額
額
償
還
期
限

平
成
二
十
八
年
十
月
二
十
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
受
け
た
日
額
本
面
大
銀
行
百
百
に
う
つ
。
き
受
け
た
者
償
還
金
金
額
を
と
し
き
は
う
づ
そ
き
百
円
當
た
だ
る
と
、
九
年
、
期
月
の
銀
翌
營
業
業
日
に
に